

第3章 空家等対策に関する基本的な方針

3-1 基本理念

安全で安心して住み続けられるまち福岡

～良質な住宅・良好な住環境の形成～

空き家は、適切な管理が行われなければ、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼします。空き家の所有者等が自らの責任により的確に対応することを前提としつつ、空き家の適切な管理や利活用等の促進などに係る取組みが求められます。

「市民が安全で安心して住み続けられるまち福岡」を基本理念とし、安全性が確保された良質な住宅・住環境の形成に向けて、総合的かつ計画的に空き家対策を推進します。

3-2 基本方針と施策の展開方向

基本理念を踏まえ、下記のとおり基本方針と、これに基づく施策の展開方向を定めます。

基本方針		施策の展開方向
1	空家等の適切な管理の促進	(1) 市民意識の啓発
		(2) 専門家と連携した相談体制の構築
2	空家等及び跡地の活用促進	(1) 既存住宅の流通とリフォーム市場の活性化促進
		(2) 空き家の多様な活用方策の検討・実施
3	放置空家等に対する対策の推進	(1) 放置空家等の所有者等への助言・指導 (解消に向けた取組み)

3-3 対象とする空家等の地区及び種類

(1) 対象とする地区

計画の対象とする地区は、住宅土地統計調査（総務省）及び福岡市空家等実態調査結果より、空家等は市内全域に分布していることから、市全域を対象とします。

(2) 対象とする空家等の種類

計画の対象とする空家等の種類は、法第2条第1項に規定する「空家等」とします。

また、空家等の発生抑制の観点から、利活用等の予防的な取組みに関しては、空家等に至っていないものも含むこととします。

※空家等（法第2条第1項）（再掲）

建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。